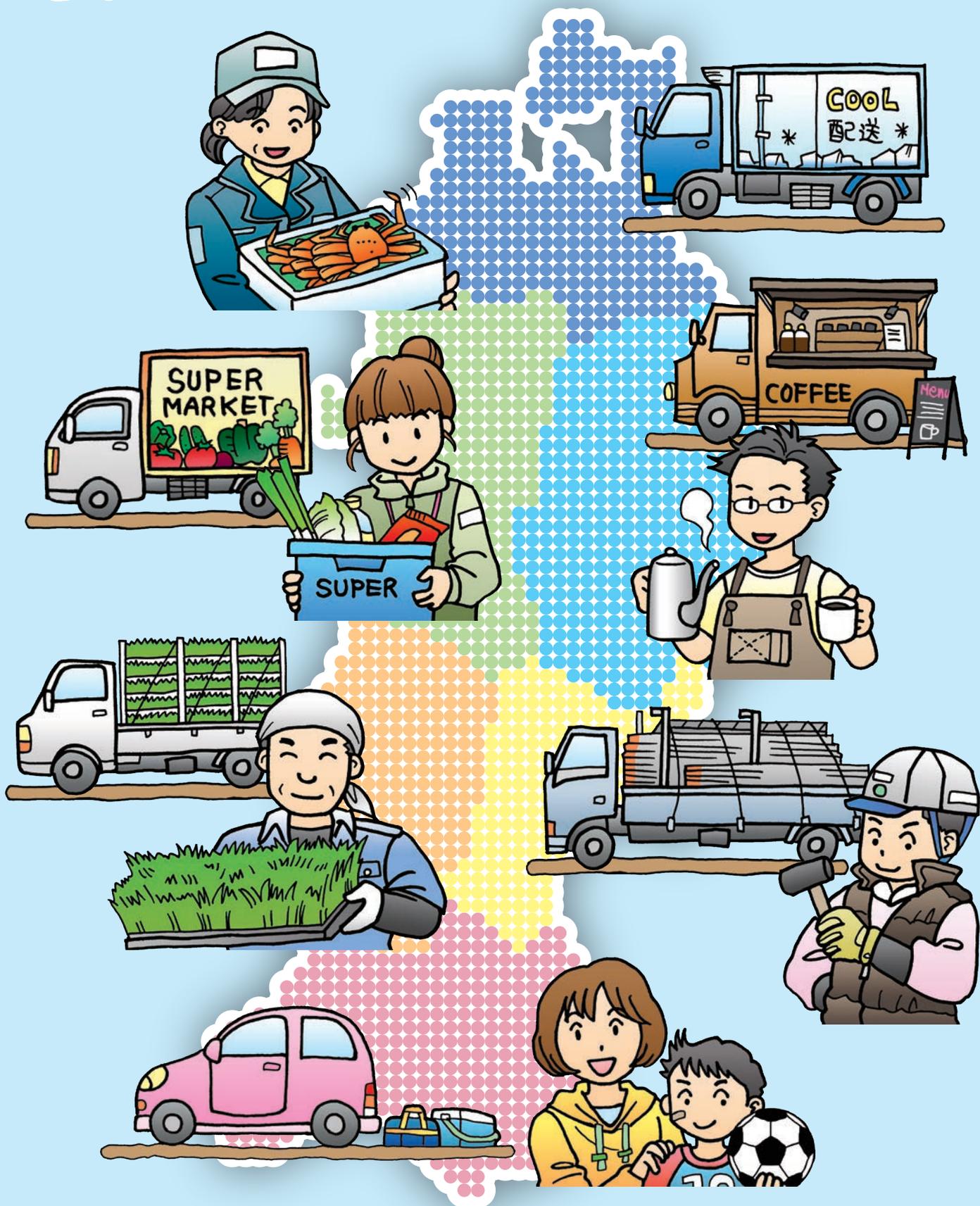


Mutual Aid
あなたと割る…
安心の

自動車共済



MUTUAL AID

〔MUTUAL AID：相互扶助〕自動車共済事業は、一人の組合員がすべての組合員のために、また、すべての組合員が一人の組合員のために互いに助けあうという「相互扶助」を理念としています。



東北自動車共済のご案内

●東北自動車共済協同組合とは…

東北経済産業局の認可のもと、昭和49年に設立した自動車共済協同組合です。

●事業区域について…

当組合の事業区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の東北6県です。

●組合へのご加入は…

1口1,000円の出資金が必要です。
当組合の組合員となる資格がある方は、商業、工業、鉱業、サービス業、その他事業を行う小規模事業者及び小規模の事業者で構成する団体等となります。

●自動車共済の利用は…

組合員・ご家族の方はもちろんのこと、組合員以外の方でも1,000円の員外利用料でご利用できます。

本当に必要な補償を選ぶ時代！

思いがけない事故損害から自分を守るため、「人身傷害共済」「車両共済」「代車費用」「弁護士費用特約」「臨時費用」等をセットしてご契約されることをお勧めします。

お得な掛け金で大きな安心！

当組合は組合員の相互扶助の精神に基づき事故による経済的損失を補てんするための共済事業で、営利を目的としませんから掛金が大変お得です。

スピーディな事故対応！

万一の事故の際には、東北6県に配置している自動車共済の専門職員が当事者間に立ち解決に向け真摯に取り組みます。

安心を結ぶ共済の輪！

全国どこで事故を起こされても安心です。自動車共済の「ネット網」が迅速な事故対応をいたします。当組合をはじめ北海道・関東・中部・西日本の5つの組合が協力し、きめ細かなサービスに努めています。

自賠償共済も取扱い！

自賠償共済（自動車損害賠償責任共済）は、自動車事故の被害者救済が目的で法律で加入が義務付けられた強制共済です。当組合は国の事業を取扱うことを、認められた共済協同組合です。自賠償共済もあわせてご利用ください。

マークの説明



自動的にセットされています。

自家用8車種

自家用8車種に適用されます。



ご希望によりセットできます。

自家用3車種

自家用3車種に適用されます。



注意事項

二輪+原付

二輪自動車および原動機付自転車に適用されます。



免責事由

ノンフリート契約

1ご契約者で所有・使用のお車を1台～9台ご契約のお客様に適用されます。



個人契約

重複注意

2台以上ご契約の場合、補償が重複する場合がありますので、ご注意ください。

自家用8車種	自家用3車種	自家用乗用車	普通 小型 軽四輪
		自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車	
		自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)	
		自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	
		特種用途自動車 (キャンピング車)	

相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やものを壊してしまったとき



対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死亡させたり、ケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごとご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠償共済で支払われる部分を除きます。)



お支払いする共済金の額

損害賠償責任額+費用

− 自賠償共済(保険)支払額
(強制保険)

〈例〉損害賠償責任額と費用の合計額が3億円、自賠償共済(保険)支払額が3,000万円の場合
3億円−3,000万円=共済金2億7,000万円

※費用とは、次の費用をいいます。

損害の防止軽減のために必要または有益であった費用、他人に損害賠償請求ができる場合、権利の保全または行使に必要な手続きに要する費用、など共済約款で定める費用をいいます。

●対人賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	判決年月日	被害者	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	H23.11.1	眼科開業医(男41歳)	死亡
3億9,510万円	名古屋地裁	H23.2.18	大学生(男20歳)	後遺症

対物賠償共済

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



お支払いする共済金の額

損害賠償責任額+費用

− ご契約の免責金額(自己負担額)
[3・5・10・15・20万円]または「なし」

〈例〉損害賠償責任額と費用の合計額が1,000万円、ご契約の免責金額(自己負担額)が3万円の場合
1,000万円−3万円=共済金997万円

※費用は、対人賠償共済という費用と同じです。

●対物賠償 高額判決例

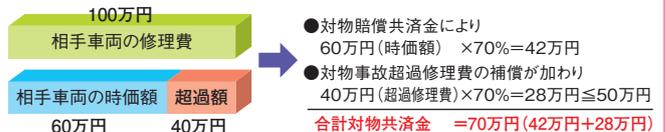
認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故状況	被害物
1億3,580万円	東京地裁	H8.7.17	衝突事故	店舗(パチンコ店)
1億1,798万円	大阪地裁	H23.12.7	トレーラーに追突	高額精密機械

⚠ 対物賠償共済において、航空機の損壊やご契約のお車に積載中の危険物(道路運送車両法の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、同法の保安基準の細目に定める告示第2条に定める可燃物または毒物および劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故に対しては、共済金額または10億円のいずれか低い方を限度に共済金をお支払いします。

オプション 対物超過修理費用特約

対物事故において相手車両の修理費がその車両の時価額を上回る場合で、修理費と時価額の差額に被共済者の過失割合を乗じた額について、相手車両1台につき50万円を限度に共済金をお支払いします。ただし、相手車両が6か月以内に修理された場合に限りです。

【共済金支払例】



示談交渉サービス

対人事故・対物事故ともに、お客様が加害者となり、相手方から損害賠償請求を受けた場合に、相手方との示談交渉をお引受けします。

⚠ 賠償金額が明らかにご契約金額を超える場合や相手の方が当組合と直接折衝することに同意しない場合または、相手の方の一方的な過失事故で法律上の損害賠償責任が発生しない場合などの際は、示談交渉サービスをご提供できない場合もあります。

⚠ ◎主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【相手への賠償(対人賠償共済・対物賠償共済)】

●日本国外で生じた事故による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、台風・洪水・高潮、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害 ●当組合以外の方と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●ご契約者、被共済者の故意によって生じた損害 ●(対人賠償共済について) 次の①~⑤いずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって、被共済者が被った損害 ①記名被共済者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ③被共済者の父母、配偶者またはお子様 ④被共済者の業務に従事中の従業員 ⑤被共済者の使用者の業務に従事中的同僚(ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り) ⑥ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。 ●(対物賠償共済について) 次の①~③いずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害 ①記名被共済者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様 ③被共済者の父母、配偶者もしくはお子様 など

ご自身とご家族の補償

事故により死亡したり、ケガされたとき



人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中に死亡したり、ケガされた場合、普通共済約款の損害額算定基準に基づき算出した共済金をお支払いします。

◆ご契約の自動車に搭乗中の事故で死傷された場合に共済金をお支払いします。

○…共済金をお支払いします
×…共済金をお支払いしません

補償の対象	ご契約の自動車に搭乗されている方		記名被共済者およびご家族の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の自動車に搭乗中の事故	歩行中の自動車事故および自転車などを運転中の自動車事故	
ご契約タイプ				
基本補償 (搭乗中のみ)	○	×※1	×	
人身傷害車外事故特約セット	○	○ 重複注意	○ 重複注意	

※1 記名被共済者が「個人」または「法人で個人被共済者を設定している場合」は、他車運転特約または他車運転特約(二輪・原付)により補償の対象となることがあります。ただし、ご契約のお車が「自家用8車種の場合は自家用8車種」、「二輪自動車・原動機付自転車」の場合には二輪自動車・原動機付自転車」を運転中の場合に限りです。また、記名被共済者が「法人」または「個人でご契約のお車が自家用8車種、二輪自動車・原動機付自転車以外の場合」は臨時代替自動車特約によりご契約のお車が整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として臨時に借用し使用しているお車が補償の対象となる場合があります。

◆人身傷害でお支払いする共済金

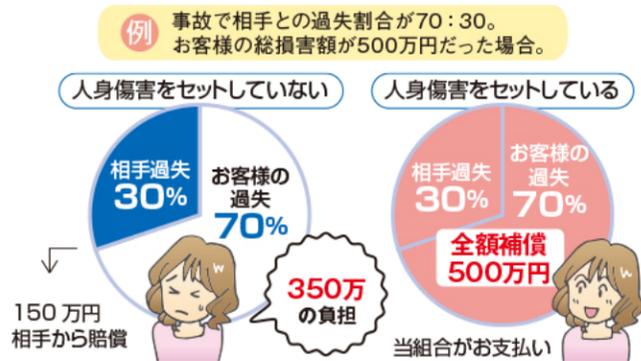
人身傷害共済では以下の共済金をお支払いします。

入院・通院された場合	治療費等の実費	+	休業損害	+	精神的損害
後遺障害を被られた場合	逸失利益	+	精神的損害	+	将来の介護料
死亡された場合	葬儀費用	+	逸失利益	+	精神的損害
入院日数が5日※2以上になった場合	入院定額給付金として10万円				

※2 5日目の入院または通院の日が人身傷害事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限りです。

◆当共済組合がお客様の過失分も含めて補償します。

交通事故で負ったケガ※3などの総損害額※4をご契約金額の範囲内で補償※5します。※下記の例は当組合の算定基準によるものです。



※3 ケガの治療を受ける場合には健康保険などの公的制度をご利用ください。
※4 総損害額の認定は自動車共済約款にもとづき、当組合で行わせていただきます。
※5 労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。
※6 表は有職者(ただし、70歳を除く)の平均的な総損害額です。実際の総損害額は収入やご家族の構成などにより異なります。

◆事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がお客様の総損害額※4に対し直接共済金をお支払いします。



◆共済金額の目安(年齢別の平均的な総損害額)※6

年齢	扶養家族	死亡された場合	重度後遺障害
20歳	無	6,000万円	1億4,000万円
30歳	有	8,000万円	1億4,000万円
40歳	有	8,000万円	1億3,000万円
50歳	有	7,000万円	1億1,000万円
60歳	有	5,000万円	8,500万円
70歳	有	2,500万円	3,500万円

◆次の方々が補償となります。

1. 基本補償(搭乗中のみ)の場合

- 被共済自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方
- 被共済自動車の保有者※7
- 被共済自動車の運転者※7

※7 ②および③については、これらの者が被共済自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害を被り、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

2. 人身傷害車外事故特約をセットした場合

- 1.に加えて被共済自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗していない場合でも、以下の方々は人身傷害共済が適用となります。
 - 記名被共済者
 - 記名被共済者の配偶者
 - 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

オプション 人身傷害車外事故特約 **重複注意**

人身傷害共済で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

記名被共済者が個人または記名被共済者が法人で個人被共済者を設定している場合にセットすることができます。

オプション 人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約

当特約をセットした場合、人身傷害共済の入通院定額給付金をお支払いしません。

搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約をセットした場合、当特約が必ずセットされます。

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死亡したり、ケガされたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。

医療共済金	死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。(ご契約金額限度)
		入院が5日未満一律1万円	後遺障害共済金
後遺障害	入院が5日以上傷害の内容に応じて、「医療共済金支払額基準」に従い共済金をお支払いします。	重度後遺障害特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合、ご契約金額の10%(100万円限度)をお支払いします。
		重度後遺障害介護費用共済金	(重度後遺障害特別共済金をお支払いする場合)別途、後遺障害共済金支払額の50%(500万円限度)をお支払いします。

オプション 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金の額を2倍にしてお支払いします。

人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約がセットされていないご契約またはご契約のお車がバスの場合は本特約をセットすることはできません。

対人賠償共済に自動セット

自動セット 自損事故傷害特約

電柱などとの衝突または崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死亡したり、ケガされた場合で、自賠責共済(保険)から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。

人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対して共済金をお支払いします。

⚠️ ◎主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【ご自身とご家族の補償(人身傷害共済・搭乗者傷害共済など)】

●日本国外で生じた事故による損害または傷害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害または傷害 ●被共済者の故意または極めて重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中に、その本人に生じた損害または傷害 ●自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害または傷害 ●無免許運転、酒酔い(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。)運転、麻薬、危険ドラッグ等使用により正常な運転ができないおそれがある状態での運転によりその本人に生じた損害または傷害 ●被共済者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害または傷害 ●共済金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた損害または傷害(その方の受け取るべき金額部分) など

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

一般車両	偶然な事故全般について補償します。
車対車危険限定	「車対車事故・危険限定特約」をセットし、事故の範囲を限定して補償します。

◆補償範囲 ○…共済金をお支払いします ×…共済金をお支払いしません

事故例	ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触	あて逃げ	動物※1との衝突・接触	盗難	落書き・いたずら	火災・爆発	台風・竜巻・高潮・洪水
ご契約のタイプ							
一般車両	○	○	○	○※2	○	○	○
車対車危険限定	○	○	○	○※2	○	○	○

事故例	飛来中・落下中の他物との衝突	墜落・転落	車庫入れ失敗	電柱・ガードレールとの衝突・接触	自転車との衝突・接触	地震・噴火・津波
ご契約のタイプ						
一般車両	○	○	○	○	○	×
車対車危険限定	○	×	×	×	×	×

- ※1 人を除きます。
- ※2 ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は補償されません。

◆車両共済でお支払いする共済金

全損の場合 修理できない場合または修理費が車両共済金額を上回る場合および車両が盗難され、発見されない場合	ご契約時に締結した車両共済金額（協定共済価額）をお支払いします。また、車両全損時諸費用共済金として、車両共済金額の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
上記以外の場合	損害額から自己負担分（免責金額）を差し引いた金額をお支払いします。

◆車両共済金額

当組合が別に定める「車両標準価格表」等により、ご契約のお車の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月（初年度検査年月）と同等のお車の市場販売価格相当額を共済金額として5万円単位で設定いたします。

◆免責金額（自己負担額）

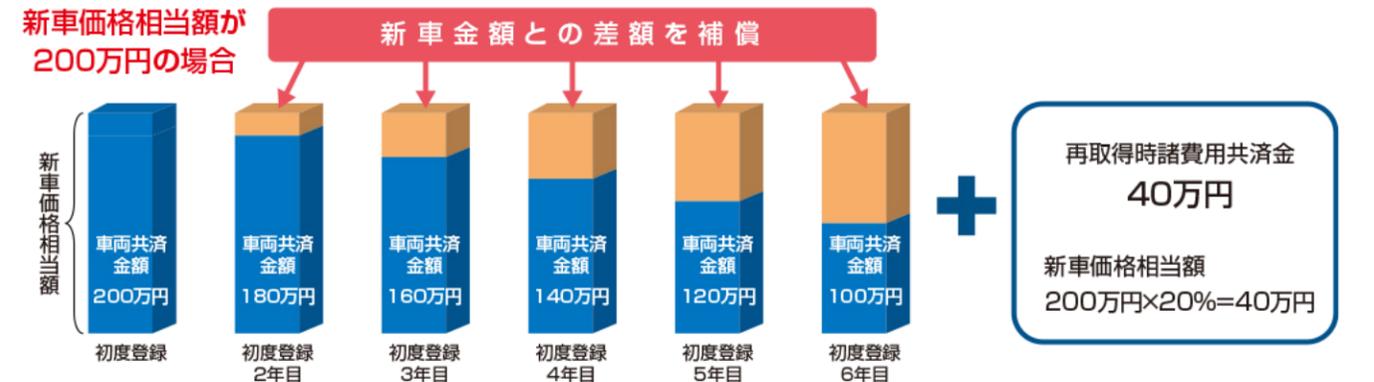
車両共済の免責金額（自己負担額）を下表からお選びください。ご契約がフリート契約の場合は増額方式をお選びいただけません。なお、ご契約のお車が原動機付自転車等の場合はお選びいただける免責金額（自己負担額）に限りがあります。

定額方式（車両事故の回数を問わず）		増額方式（車両事故1回目）—（車両事故2回目以降）	
原動機付自転車	1万円	自家用8車種	0万円 — 10万円
二輪自動車	5万円		
その他のお車	0万円 5万円 7万円 10万円	5万円 — 10万円	
（自家用8車種を含む）	15万円 20万円		

オプション 車両新価特約 自家用8車種

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車※1が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※2となった場合、実際にかかるお車の再取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、新車価格相当額を限度として車両共済金※3.4をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用共済金※5として新車価格相当額の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額をお支払いします。ただし、ご契約の車両共済のお支払い対象となる事故の場合に限ります。

- ※1 満期日の属する月が初度登録（検査）年月の翌月から起算して73か月以内のお車。
- ※2 内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。
- ※3 盗難の場合は、ご契約のお車が発見された場合に限ります。
- ※4 事故発生日の翌日から起算して90日以内に代替のお車を再取得またはご契約のお車を修理された場合に限ります。
- ※5 この特約により再取得時諸費用共済金をお支払いする場合は、車両全損時諸費用共済金はお支払いしません。

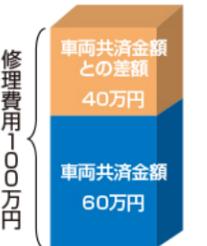


オプション 車両超過修理費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車※1に損害が生じた場合、その修理費が車両共済の共済金額を上回るときに、その超過する修理費について、50万円を限度として車両共済金をお支払いします。ただし、ご契約の車両共済※2のお支払い対象となる事故の場合に限ります。

- ※1 満期日の属する月が初度登録（検査）年月の翌月から起算して25か月を超える、レンタカー・二輪自動車・原動機付自転車・農耕用作業自動車・A種工作車・B種工作車・構内専用自動車以外のお車。
- ※2 事故発生日の翌日から起算して6か月以内にご契約のお車を修理された場合に限ります。

修理費との差額を補償



オプション 車両全損時諸費用倍額払特約

ご契約のお車が全損となる場合で、代替自動車を取得されたときは、ご契約の車両共済金額（協定共済価額）の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額をお支払いします。

- ※1 車両新価特約または、車両全損時諸費用対象外特約をセットしたご契約には、本特約をセットすることはできません。

オプション 車両全損時諸費用対象外特約

本特約をセットされますと、ご契約のお車が全損となった場合に支払われる車両全損時諸費用共済金をお支払いしません。

- ※1 本特約をセットした場合、車両全損時諸費用倍額払特約をセットすることはできません。

自動セット 二輪・原付盗難対象外特約 二輪+原付

ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難による損額については車両共済の共済金はお支払いしません。

- ※1 ご契約のお車が発見されるまでの間に生じた損害やご契約のお車のトランク内やキャリア等に固定されている動産の盗難によってご契約のお車に生じた損害についても補償となりません。

⚠️ 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【お車の補償（車両共済）】

●日本国外で生じた事故による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害 ●ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 ●無免許運転、酒酔い（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）運転、麻薬、危険ドラッグ等使用により正常な運転ができないおそれがある状態での運転により生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩擦、腐し、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ●取り外された部品や付属品の損害 ●ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 ●タイヤの単独損害（火災・盗難は除きます） ●法令により禁止されている改造を行った部品および付属品に生じた損害 など

その他の補償・特約



！ 記名被共済者について

記名被共済者は、ご契約のお車を主に使用される方1名または1法人を設定してください。
 記名被共済者は、対人・対物賠償共済や人身傷害共済など補償を受けられる方の範囲を決定したり、特約をセットするうえでとても重要な事項です。
 また共済期間の途中でお子様が独立し別居するなどお車を主に使用される方が変更となる場合は必ず代理所または当組合にご通知ください。

オプション 運転者年齢条件特約 自家用3車種 二輪+原付 ノンフリート契約

お車を運転中の事故で、運転者の年齢条件を満たす年齢の方が運転する場合に限り共済金をお支払いします。
 下表の運転される方の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、最も若い方の年齢に合わせてお選びください。

【運転者年齢条件の区分】

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償 30歳以上補償 35歳以上補償

運転される方	①	②	③	④	⑤	⑥
記名被共済者	記名被共済者	①の配偶者	①または②の同居の親族	①から③の方が営む業務に従事する従業員	ご契約のお車の所有者が法人の場合で記名被共済者がその法人の役員等の場合はその法人の業務に従事する従業員	左記以外の方別居の親族や友人等
個人	年齢条件を満たす場合に限り共済金をお支払いします					年齢条件を問わず共済金をお支払いします
法人	年齢条件を満たす場合に限り共済金をお支払いします					

！ ご契約のお車が原動機付自転車の場合、年齢問わず補償または21歳以上補償のいずれかとなります。

オプション 運転者本人限定特約 個人 自家用3車種 ノンフリート契約

お車を運転中の事故で、記名被共済者が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

オプション 運転者本人・配偶者限定特約 個人 自家用3車種 ノンフリート契約

お車を運転中の事故で、記名被共済者またはその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。

○…共済金をお支払いします ×…共済金をお支払いしません

運転される方	①	②	③	④	⑤
特約	記名被共済者	①の配偶者	①または②の同居の親族	①から③の方が営む業務に従事する従業員	①から④以外の方別居の親族や友人等
本人限定特約	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	○	○

オプション 弁護士費用特約 重複注意

被共済者に過失がなく、当組合が事故の相手方と示談交渉ができない事故等により、被共済者が身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や法律相談費用等を負担した場合に共済金をお支払いします。

被害事故弁護士費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬や訴訟費用等について、1回の被害事故につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

被害事故法律相談・書類作成費用共済金

弁護士に行なう法律相談や司法書士または行政書士に行なう相談および書類作成依頼の費用について、1回の被害事故につき、被共済者1名あたり10万円を限度としてお支払いします。



オプション 代車費用特約 自家用8車種

ご契約のお車が、ロードアシスタンス特約のお支払い対象となる事故、故障、トラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に修理などご契約のお車を使用できない期間など所定の支払対象期間※の代車費用共済金をお支払いします。

！ ※お支払いの対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

オプション 代車費用特約の補償日数に関する特約 自家用8車種

代車費用特約の事故による共済金支払い対象期間を15日から30日に延長する特約です。

！ お支払いの対象となる期間は、「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。



オプション 原付バイク特約 個人 自家用8車種 ノンフリート契約 重複注意

記名被共済者、その配偶者、これらの方の同居の親族・別居の未婚のお子さま(婚姻歴がない方)が125cc以下の原付(借用原付を含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。補償される事故の範囲は2タイプからお選びいただけます。

○…共済金をお支払いします ×…共済金をお支払いしません

適用される補償	対人賠償共済	対物賠償共済	人身傷害共済	自損事故傷害特約
ご契約タイプ				
人身傷害タイプ	○	○	○	×※
自損傷害タイプ	○	○	×	○

！ ※人身傷害タイプをご契約の場合、自損事故については人身傷害共済が適用となります。



オプション 車両積載動産特約 自家用8車種

盗難や衝突・接触等の偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じ、その事故によってご契約のお車の車内・トランク等に積載※された動産に生じた損害に対して共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、車両積載動産の盗難の場合は、ご契約のお車が盗難された場合に限り、ご契約のお車の部分品や付属品のみ盗難は除きます。

！ ※収容または車室外積載装置に固定もしくは収納された動産とします。





記名被共済者が法人のご契約で契約のお車を代表者が個人でも使用する場合

ノンフリート契約 自家用8車種 二輪+原付

法人の代表者の方を個人被共済者とすることができます。その場合、法人の代表者・その配偶者・それらの方の同居の親族および別居の未婚のお子さまはご契約の内容により、以下の補償が対象となります。

- ①人身傷害車外事故特約 ②他車運転特約 ③他車運転特約(二輪・原付) ④無共済車傷害特約

※レンタカーおよび教習車を除きます。

自動セット

他車運転特約

自家用8車種

記名被共済者が個人または、記名被共済者が法人の場合は個人被共済者を設定している場合で、記名被共済者とそのご家族※1が他人の自動車※2を臨時に借用して運転中※3または、記名被共済者の業務に従事中の使用人が自ら運転者として臨時代替自動車を運転中に生じた事故に対し、ご契約の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故と同様のご契約条件で共済金をお支払いします。



対象となる共済

- 対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●人身傷害共済 ●車両共済※4 ●自損事故傷害特約 ●無共済車傷害特約 ●臨時費用特約



- ※1 「ご家族」とは、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)をいいます。
- ※2 記名被共済者(記名被共済者が法人のご契約で個人被共済者を設定している場合は個人被共済者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が、所有または主として使用する自動車を除きます。
- ※3 駐車または停車中を除きます。
- ※4 他人のお車の損害は、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限ります。

自動セット

他車運転特約(二輪・原付)

二輪+原付

記名被共済者が個人または、記名被共済者が法人の場合は個人被共済者を設定している場合で、記名被共済者とそのご家族※1が他人の自動車※2を臨時に借用して運転中※3または、記名被共済者の業務に従事中の使用人が自ら運転者として臨時代替自動車を運転中に生じた事故に対し、ご契約の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故と同様のご契約条件※4で共済金をお支払いします。

対象となる共済

- 対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●人身傷害共済 ●自損事故傷害特約 ●無共済車傷害特約 ●臨時費用特約



- ※1 「ご家族」とは、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)をいいます。
- ※2 記名被共済者(記名被共済者が法人のご契約で個人被共済者を設定している場合は個人被共済者)、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が、所有または主として使用する自動車を除きます。
- ※3 駐車または停車中を除きます。
- ※4 車両共済がセットされているご契約についても、車両共済は補償になりません。

自動セット

臨時代替自動車特約

ご契約※1のお車を車検・修理・点検整備等のため修理工場等に入庫の間、代替自動車※2を運転中に生じた傷害・損害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。

対象となる共済

- 対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●人身傷害共済 ●搭乗者傷害共済 ●車両共済※3 ●自損事故傷害特約 ●無共済車傷害特約 ●臨時費用特約



- ※1 記名被共済者が法人のご契約または記名被共済者が個人で自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車以外のご契約となります。
- ※2 記名被共済者、その配偶者、これらの方の同居の親族・別居の未婚の子(婚姻歴のない方)または記名被共済者の役員・使用人が、所有する自動車を除きます。
- ※3 代替自動車の損害は、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限ります。



オプション

臨時費用特約

対人事故により被共済者※1が法律上の損害賠償責任または被害者救済費用を負担する場合※2に、被共済者が負担したお見舞い等の費用についてご契約1口当り下表のとおり臨時費用共済金をお支払いします。なお、2口までご契約いただけます。

●お支払いする臨時費用共済金※3(1事故・被害者1名あたり)

被害者の状態	共済金のお支払限度額	お支払する共済金		
		定額払共済金	実損払共済金	
死亡の場合	50万円	15万円	被共済者が実際に支払った見舞金等の費用	
後遺障害の場合※4	50万円	15万円		
傷害に対して医師の治療を要した場合	治療日数	180日を超える場合	3万円	—
		90日を超える場合		
		30日を超える場合		
		14日を超える場合		
		3日を超える場合		



- ※1 記名被共済者、その配偶者、これらの方の同居の親族・別居の未婚の子(婚姻歴がない方)、記名被共済者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし自動車取扱業者が業務として受託している間を除きます。
- ※2 被共済者が責任無能力者である場合は、被共済者に該当しない親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者を被共済者とします。
- ※3 2口ご契約の場合、臨時費用共済金限度額は2倍となります。
- ※4 臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款(別表1)後遺障害等級表に記載の後遺障害第1級、第2級および第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

自動セット

被害者救済費用特約

自動運転システムが稼働中に、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等の被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定した場合に、被共済者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、対人賠償共済または対物賠償共済の共済金額を限度にお支払いします。



自動セット

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

相手の方を死亡させたりケガをさせた場合や他人の財物を壊した場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等で責任能力がなく、法律上の損害賠償責任を負わないと当組合が認めた場合に、被共済者またはその父母、配偶者もしくはお子さまが被る損害に対して共済金を被共済者にお支払いします。

自動セット

無過失事故に関する特則

下記のいずれかを満たすときは、当組合と締結する継続後のご契約の等級および事故有期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして事故件数に数えませんが、ただし、フリート契約A(包括方式)の契約については適用しません。

【該当する条件】

- ①相手自動車※1の「追突」・「センターラインオーバー」・「赤信号無視」・「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故において、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合。
- ②自動運転システム稼働中に偶然な事故※2が発生した場合。
- ③ご契約のお車の欠陥や第三者による不正アクセス等に起因する事象・動作による事故が発生した場合。



- ※1 「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。
- ※2 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約のお車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間に生じた事故を除きます。



各種の割引制度

ノンフリート契約 フリート契約共通

共済契約に関する割引制度

ご契約のお取扱方法には、ノンフリート契約およびフリート契約があります。
ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱	対象となるお客様	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ※1	
			基本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が 9台以下のお客様		●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 (1等級～20等級) ●複数所有新規割引 (対象：自家用8車種のご契約)	〈5台～9台をご契約の場合〉 ノンフリート多数割引(5%)
フリート契約	ご契約台数が 10台以上のお客様	A方式(包括方式) B方式(個別方式)	●フリート割引・割増 ※3 ●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 ●フリート新規契約等級 ※4	〈10台以上をご契約の場合〉 フリート多数割引(10%)

- ※1 割引・割増は、臨時費用特約ならびにロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、代車費用特約、原付バイク特約および弁護士費用特約の共済掛金には適用されません。
- ※2 共済金の支払対象事故が起こった場合は、継続されるご契約の等級が事故1件につき1等級または3等級下がります。
- ※3 「フリート割引・割増率」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に適用されます。なお、臨時費用特約ならびに被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、代車費用特約および弁護士費用特約の共済掛金と共済金は、前記損害率の算定には算入しません。
- ※4 「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の共済成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用させているノンフリート等級別割引・割増率の合計から所定の方法で計算した後の等級をいいます。

ノンフリート等級別割引・割増

ご契約期間が1年の場合、ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、共済金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は、事故の内容や件数によって決定します。また、前契約の事故の有無・事故の種類に応じて下表の割引・割増率(%)を適用します。事故有期間が0年の場合は「無事故係数」、1～6年の場合は「事故有係数」の割引・割増率(%)を適用します。

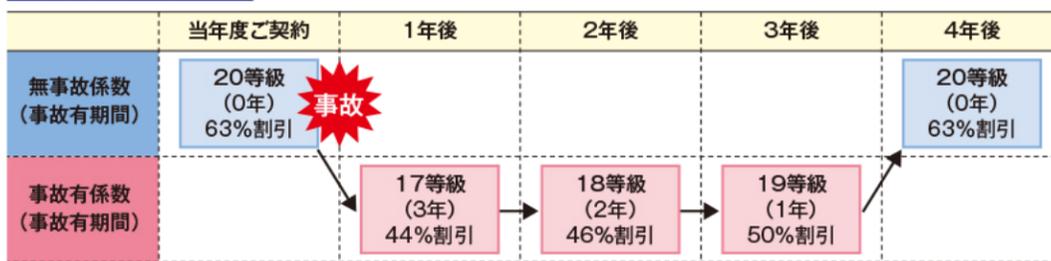
等級	割増(%)				割引(%)															
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有係数							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

事故有期間

事故有期間については、継続前のご契約の事故有期間に応じて下記の通りとなります。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有期間が1～6年の場合
継続前のご契約の共済期間が1年の場合、事故有期間から「1年」を引きます。事故がある場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有期間が0年の場合
継続前のご契約に事故がある場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有期間の例 20等級で3等級ダウン事故が1件起きた場合



前契約がない場合の新契約

	等級	割引・割増率(%)
新規ご加入の場合	6S	3% 割増
複数所有新規※の場合	7S	38% 割引

自動車(自家用8車種)を11等級以上でご契約されている方(記名被共済者・車両所有者がいずれも個人)が、新たに2台目以降の自動車(自家用8車種)をご契約になる場合で、記名被共済者・車両所有者が右表に該当するときは、等級は複数所有新規(7S)となります。

記名被共済者	車両所有者
●他の共済契約の記名被共済者 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者 ●他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族	●他の共済契約の車両所有者 ●他の共済契約の記名被共済者 ●他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ●他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族

自動車に関する割引制度

新車割引 自家用3車種

初度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が49か月以内のお車に適用します。

用途・車種	経過月数	等級区分	割引率(%)				
			対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
自家用 普通・小型乗用車	25か月以内	6(S)等級	34	32	41	41	31
		上記以外	7	11	17	17	8
	26～49か月	6(S)等級	30	12	35	35	22
		上記以外	4	4	16	16	6
自家用 軽四輪乗用車	25か月以内	6(S)等級	32	28	42	42	27
		上記以外	5	9	18	18	2
	26～49か月	6(S)等級	18	14	21	21	16
		上記以外	2	4	15	15	2

ASV割引 9%割引 自家用3車種

ご契約のお車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)装着車であり、以下の条件を満たす場合に適用します。

車種区分	割引対象	割引期間
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	AEBを装着する 販売後3年以内の型式	型式販売開始後 3年後の12月末始期

福祉車両割引 3%割引

ご契約のお車が消費税の優遇される対象自動車(「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」)である場合に適用します。(エコカー割引と福祉車両割引の両方を重ねて適用することはできません。)

福祉施設割引 10%割引

ご契約されている方(契約者・記名被共済者)が下表のいずれかの社会福祉法人等に該当し、かつ、お車がそれらの方の所有・使用自動車である場合に適用します。ただし、社会福祉事業に使用のお車に限ります。(公有・準公有自動車割引と福祉施設割引を重ねて適用することはできません。)

契約者・記名被共済者	所有・使用自動車
① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人 ② ①以外の方で社会福祉法に基づき都道府県知事の許可または届出により社会福祉事業を営む方	社会福祉事業に使用するすべての用途・車種の自動車



集団団体・従業員団体

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。いずれの団体も、お取扱いに際しては所定の条件があります。詳しくは代理所または当組合にお尋ねください。

団体の別	団体の対象	共済掛金集金 契約の有無	共済契約のお取扱い	団体割引 ※1	
				総契約台数による割引 (団体割引1)	共済成績による割引 (団体割引2)
団体	集団団体	あり	集団扱契約	10～19台：5% 20台以上：10%	総契約台数1,000台 以上の団体が対象と なります。 ※2
	従業員団体	なし	一般の契約のお取扱いに準じます。		
	従業員団体	あり	団体扱契約		
		なし	一般の契約のお取扱いに準じます。		

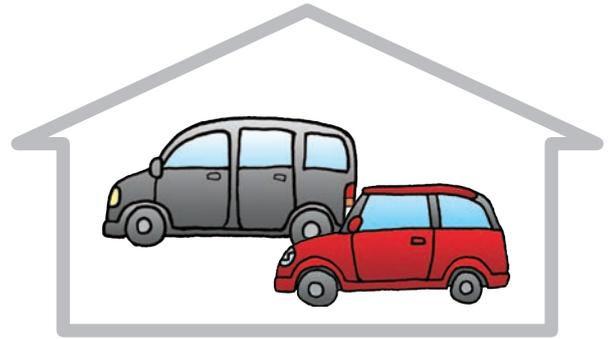
- ※1 団体割引1はノンフリート多数割引、フリート多数割引と重ねて適用できません。団体割引2はフリート契約(A方式)には適用できません。
- ※2 「共済成績による割引(団体割引2)」とは、所定の共済成績計算期間における当該団体の損害率(お払込共済掛金の額とお支払共済金の額との比率)により決定されます。詳しくは、代理所または当組合までお尋ねください。

補償の重複についてご確認ください

重複注意

記名被共済者またはそのご家族が **重複注意** の特約をセットした共済契約をすでにご契約の場合は、同じ特約をセットすると補償が重複する場合がありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

また、1契約のみに **重複注意** の特約をご契約いただいた場合は、将来そのご契約を解約された場合や、ご家族が別居されるなどの状況変化により補償の対象から外れる場合があります。



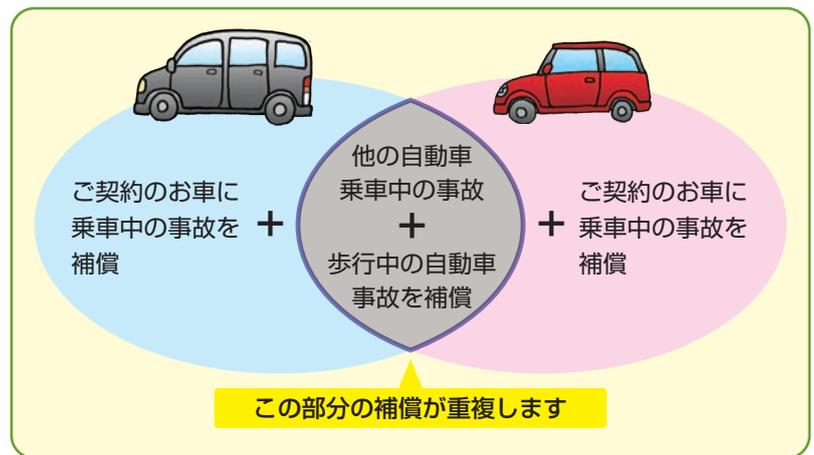
人身傷害共済（人身傷害車外事故特約）

記名被共済者のご家族の方は

- ①ご契約のお車に乗車中の事故
- ②他のお車等に乗車中の事故
- ③歩行中等の事故

が補償になります。

複数台のご契約に人身傷害車外事故特約をセットした場合、②・③の補償が重複しますので、いずれかのご契約を搭乗中のみの補償にする必要があります。



弁護士費用特約

記名被共済者のご家族の方は

ご契約のお車に乗車中や歩行中等の車外での被害事故が補償になります。



いずれか1台のお車に「弁護士費用特約」をセットする事で補償になります。



※この特約を複数のご契約にセットされた場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。

上記以外(友人・知人等)の方は

ご契約のお車に乗車中の被害事故が補償になります。



お車1台ごとにセットすることにより補償されます。



お車1台ごとにセットすることにより補償されます。

原付バイク特約

記名被共済者のご家族の方は

原付バイク（原動機付自転車）を使用中の事故が補償になります。



いずれか1台のお車に「原付バイク特約」をセットする事で補償になります。



※対人・対物賠償、人身傷害共済の共済金額はご契約のお車と同額となります。特約をセットするお車の共済金額にご確認ください。

※1 「記名被共済者のご家族」とは、①記名被共済者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま（婚姻歴のない方）をいいます。

※2 ご契約によって、被共済者の範囲が異なる場合がありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被共済者が異なる場合やご家族が別居された場合は被共済者の範囲にご確認ください。また、1台目のご契約のみ特約をセットしている場合は、そのご契約が解約になると補償がなくなりますので、2台目以降のご契約内容の見直しが必要となります。

ロードアシスタンス

●24時間365日受付 ●携帯電話からもご利用いただけます。

ロードアシスタンス専用デスク

0120-80-6324

ロードサービス提供会社：株式会社プライムアシスタンス

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったとき、自動車共済ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください！全国24時間ロードサービスで、いつでも・どこでも・しっかりあなたをサポート！



自動セット ロードアシスタンス特約

レッカーけん引※1	ご契約のお車が走行不能※2となった場所からご利用者の指定する修理工場までレッカーけん引（レッカーけん引を行うために必要なクレーン作業を含みます。）・搬送を行います。
応急処置※1	ご契約のお車が走行不能※2となった場所で、30分程度で対応可能な応急処置を行います。 ●バッテリージャンピング（1共済期間3回まで） ●キー閉じ込み開錠 ●脱輪時の路面への引き上げ ●パンク時のスペアタイヤへの交換 など



※1 1事故につきレッカーけん引・応急処置合計で15万円限度となります。

※2 走行不能とは、自力で走行できない状態または法令等により走行が禁じられた状態をいいます。

自動セット ロードアシスタンス無料サービス

燃料切れ時の給油サービス	ご契約お車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10リットルまで無料で1共済期間中1回に限り提供します。なお、ご自宅での燃料切れは対象外となります。
スタック時引き出しサービス	積雪のある路面または凍結した路面においてご契約のお車がスタックしたときに、救出作業を行います。ただし、スタッドレスタイヤまたはタイヤチェーン装着時に限ります。



事前に「ロードアシスタンス専用デスク」にご連絡がない場合は対象となりませんのでご注意ください。

オプション ロードアシスタンス超過費用特約

右記のご契約のお車※が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合、ロードアシスタンス費用共済金（レッカーけん引・搬送、応急処置費用合計）を1事故につき、100万円限度にお支払いします。

- ①自家用普通貨物車（最大積載量2トン超） ②営業用普通貨物車（最大積載量2トン以下） ③営業用普通貨物車（最大積載量2トン超）
④自家用バス ⑤営業用バス ⑥小型ダンプカー ⑦普通型ダンプカー（最大積載量2トン以下） ⑧普通型ダンプカー（最大積載量2トン超） ⑨砂利類運送用普通貨物車



※レンタカーおよび教習車を除きます。

オプション ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合※1に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用をお支払いします。



宿泊費用	1名につき 1万円限度	走行不能となった地から最寄りのホテルなどに宿泊した費用※2
移動費用	1名につき 2万円限度	走行不能となった地から自宅や目的地などに移動するための費用※3
引取費用	1事故につき 15万円限度	修理完了後に工場等から引き取るための費用※4



※1 ロードアシスタンス特約の運送費用のお支払いの対象となる場合に限りです。

※2 飲食代や通信費は除きます。

※3 合理的な経路および方法で移動した費用となります。ただし移動手段としてタクシーまたはレンタカーを利用した場合は1事故1台に対し2万円限度となります。

※4 合理的な経路および方法で移動した1名分の往路交通費となります。ただし、レンタカー代は除きます。

JAF会員のお客さまは、自動車共済ロードアシスタンスにJAFサービスがプラス！



ロードアシスタンス専用デスクにご連絡をいただきJAF会員証が提示された場合に限り無料となります。

	JAF会員追加サービス	ロードアシスタンス補償内容
応急処置時の部品代・消耗品代	7,000円限度（1共済期間1回限り）	×
燃料切れ時の給油サービス	1共済期間中2回限り	1共済期間中1回限り
バッテリー上がり時のジャンピング	回数制限なし	1共済期間中3回まで
走行が困難な状況からの救援	○	×

【ロードアシスタンスの対象とならない主な場合】

- ×お客さまの故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- ×違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- ×借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車事故・故障またはトラブル
- ×地震・噴火・津波などの自然災害、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合
- ×車検切れ・廃車目的のお車の場合

- ×自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
- ×タイヤのスタックやスリップなど単なる走行困難な場合（泥道・砂浜など）
- ×チェーン着脱作業費用
- ×部品代（鍵の再作成費含む）、消耗品代、事故・故障トラブル以外での点検費用
- ×修理工場から他の場所へのレッカーけん引
- ×お客さま都合によるお車の保管費用 など

ご契約の変更や事故の場合などは

万一の事故の場合には……

連絡先：事故受付専用フリーダイヤル

24時間 ム ジ コ
0120-24-6250

受付時間：365日24時間

いつでも、全国どこからでも通話料無料でご利用いただけます。

ご契約の変更やお車の入替などの場合には……

連絡先：ご契約の代理所または下記までご連絡ください

パ パ ム ジ コ
0120-88-6250

受付時間：365日24時間

相談や苦情の場合には……

連絡先：「お客様相談コーナー」

ナ ヤ ミ プ ロ イ チ バ ン
0120-78-3261

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

自動車共済ロードアシスタンス<専用デスク>

0120-80-6324

24時間365日受付 全国どこからでもご利用いただけます。

※自動車共済ロードアシスタンスは、当組合提携会社「株式会社プライムアシスタンス」により提供しています。

クイックナビ [電話不要のロードサービス]

クイックナビはお客さまがオペレーターを介さずスマートフォンの操作のみでロードサービスを手配するシステムです。

※ロードサービス窓口の電話が繋がりにくい場合でも手配できます。

事故・故障トラブル発生

スマートフォンでクイックナビサイトへアクセス

おクルマの状況位置情報
お客さま情報を入力

スタッフ現場到着

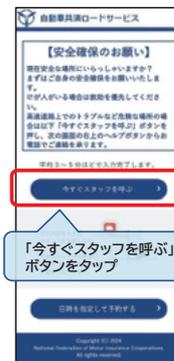
アクセス方法

右の二次元コードをスマートフォンで読み込みクイックナビにアクセスしてください
または
東北自動車共済協同組合の公式ウェブサイトの「クイックナビ」のリンクをタップしてください

クイックナビ
二次元コード



<https://zenjikyoo.ra-abas.jp>



【安全確保のお願い】
道路安全を確保にいらっしゃいますか？
まずはご自身の安全を確認をお願いします。
人がいる場合は救助を優先してください。
※道路上でのごトラブル発生時の場合は「今すぐスタッフを呼ぶ」ボタンを押し、お客様の安全を確保するためのロードサービスを手配させていただきます。

「今すぐスタッフを呼ぶ」ボタンをタップ



該当項目をタップし進めてください。

ご利用時の注意

以下のケースは、クイックナビの対象となりません。

- 高速道路(本線上)で発生したトラブル ●フィーチャーフォン(ガラケー)をご利用のお客さま/SMS受信ができないお客さま
- ※その他の諸条件により、ロードサービス窓口からお客さまへ電話発信のうえ詳細を確認させていただく場合があります。

各県サービス拠点

東北6県のサービスセンターに配属の専門職員が、事故受付・相談・共済金(自賠責共済金も含みます)請求関係書類の取り揃え、作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

- 青森県サービスセンター ☎017-739-0588
〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21
- 八戸オフィス ☎0178-71-3381
〒031-0071 八戸市沼館3-1-39
- 岩手県サービスセンター ☎019-637-5716
〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3
- 宮城県サービスセンター ☎022-217-1511
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-9-15

- 秋田県サービスセンター ☎018-892-7745
〒010-1414 秋田市御所野元町3-2-4-302
- 山形県サービスセンター ☎023-685-6166
〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422
- 福島県サービスセンター ☎024-927-1217
〒963-8022 郡山市西ノ内一丁目21-4 白龍ビル3-A
- いわきオフィス ☎0246-35-6430
〒970-8026 いわき市平字尼子町1-21

！ その他重要事項

- 代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。
- 自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。
- このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。また詳しくは、代理所または当組合にお尋ねください。
- ご契約者以外に補償の対象となる方(被共済者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご連絡いただきましたお電話の内容につきましては、依頼事項等の齟齬防止等の観点から記録・録音させていただきますことご了承願います。



東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL 022-264-1188 FAX 022-264-1166
<https://www.tohokujikyoo.jp/>

●お問い合わせ・お申し込みは